

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則

(平 3. 12. 18)

(目 的)

第 1 条 この細則は、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(営業日ごとに売買参考統計値の発表を行わないこととなる指定報告協会の数)

第 2 条 規則第 3 条第 3 項ただし書に規定する指定報告協会(規則第 3 条第 1 項に規定する協会員をいう。以下同じ。)からの報告値の数は、原則として、5 とする。

(選定銘柄の取扱い)

第 3 条 規則第 5 条第 1 項に基づく報告対象銘柄の届出は、原則として、次の各号に掲げる日までに行うものとする。

- 1 新規発行銘柄 当該銘柄の発行日の 2 営業日前
- 2 既発行銘柄 前月 20 日(当日が休業日の場合は、その前営業日)
- 2 規則第 5 条第 2 項に基づき、本協会が選定銘柄(規則第 3 条第 2 項に規定する銘柄をいう。以下同じ。)として選定する銘柄は、本協会に規則第 5 条第 1 項の規定に基づく届出を行った指定報告協会員が 5 社以上ある銘柄とする。
- 3 前 2 項にかかわらず、本協会が特に必要と認めた銘柄については、当該銘柄の指定報告協会員を指定するとともに、当該銘柄を選定銘柄に選定することができる。

(選定銘柄の除外等)

第 4 条 規則第 6 条第 1 項に基づく報告辞退の届出は、原則として、毎月 20 日(当日が休業日の場合は、その前営業日)までに行うものとする。

2 規則第 6 条第 2 項に規定する指定報告協会の数は、第 2 条に定める数とする。

(指定報告協会の審査手続)

第 5 条 規則第 8 条に基づき本協会が指定報告協会員を指定する際の審査に当たり、指定報告協会員になるうとする協会員は、申請書及び次の各号に掲げる事項の内容を記した添付書類を本協会に提出するものとする。

- 1 報告銘柄の選定基準
- 2 報告銘柄の気配値を作成するに当たっての具体的な作業手順
- 3 本協会への報告手順
- 4 報告銘柄の気配値の社内監視体制
- 5 危機管理体制
- 6 規則第 19 条第 2 項に規定する社内規程

(社債の取引の報告)

第 6 条 規則第 11 条の 2 第 1 項の規定による社債の取引の報告は、次の各号に定めるところによる。

1 報告対象の社債

報告対象の社債は、金融商品取引法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する社債券(同条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利(同項各号に掲げる権利を除く。))を含み、社債、株式等の振替に関する法律第

66 条第 1 号に規定する短期社債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、新株予約権付社債及びその他本協会が別に定めるものを除く。)であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

イ 募集又は売出しが行われたものであること

ロ 国内で発行されたものであって、払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨であること

2 報告対象の取引

報告対象の取引は、売買取引（現先取引を除く。）とする。ただし、取引数量が額面 1,000 万円未満の売買取引については、本協会が別に定めるところにより、報告を省略することができるものとする。

3 報告事項

報告事項は、次に掲げるものとする。

イ I S I Nコード（証券コード協議会が付番する国際証券コード）

ロ 約定年月日

ハ 決済年月日

ニ 約定単価

ホ 取引数量（額面金額ベース）

ヘ 売買の別

ト その他本協会が別に定める事項

4 報告の頻度

報告の頻度は、毎営業日とする。ただし、本協会が別に定めるものについては、この限りでない。

- 2 前項の定めのほか、規則第 11 条の 2 第 1 項の規定による社債の取引の報告に関する事項は、本協会が別に定めるものとする。

（社債の取引情報の発表）

第 7 条 規則第 11 条の 3 の規定による社債の取引情報の発表は、次の各号に定めるところによる。

1 発表対象の社債

発表対象の社債は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、本協会が別に定めるところに従い発表停止の措置を講じた社債を除く。

イ 当該社債の銘柄格付が A A 格相当以上であるもの

ロ 当該社債の銘柄格付が A 格相当で、発行額が 300 億円以上であるもの（劣後特約付きのもの及び残存年数が 20 年以上のものを除く。）

2 発表対象の取引

発表対象の取引は、取引数量が額面 1 億円以上の取引とする。

3 発表事項

発表事項は、次に掲げるものとする。

イ 約定年月日

ロ 銘柄コード

ハ 銘柄名

ニ 償還期日

ホ 利率

ヘ 取引数量（額面金額ベース）

ト 約定単価

チ 売買の別

リ その他本協会が別に定める事項

4 発表の頻度

発表の頻度は、毎営業日とする。

- 2 前項の定めのほか、規則第11条の3の規定による社債の取引情報の発表に関する事項は、本協会が別に定めるものとする。

(短期間及び相当の利益)

第8条 規則第16条第2項において、「短期間」とは、売付けと買付けが約定日ベース、受渡日ベースとも、それぞれ4営業日以内となっているものをいう。

- 2 規則第16条第2項において、「相当の利益」とは、額面100円につき30銭以上の利益が顧客に発生しているものをいう。

付 則

この細則は、平成4年1月1日から施行する。

付 則 (平 6. 2. 16)

この改正は、平成6年3月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条及び第3条を新設。
- (2) 旧第2条及び旧第3条を各2条繰り下げ、第4条及び第5条とする。

付 則 (平 9. 3. 10)

この改正は、平成9年4月2日から施行する。ただし、第6条第4号の(注1)及び(注2)については、同年10月1日からの取扱いとする。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条、第3条、第4条、第5条を新設。
- (2) 旧第2条を改正のうえ第6条に繰り下げる。
- (3) 旧第3条を削る。
- (4) 旧第4条を改正のうえ第7条に繰り下げる。
- (5) 旧第5条を繰り下げ第8条とする。

付 則 (平10. 8. 10)

この改正は、平成10年7月15日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第4条第2項及び同条第3項を改正。

付 則 (平10. 10. 21)

この改正は、平成10年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条については、平成10年11月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条及び第3条を新設。
- (2) 旧第2条から第7条を削り、旧第8条を改正のうえ第4条に繰り上げる。

付 則（平11. 4. 20）

この改正は、平成11年4月21日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第3条第1項を改正。

付 則（平12. 10. 31）

この改正は、平成12年11月6日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条第1項及び第2項を改正。
- (2) 第2条第3項を改正のうえ第4項に繰り下げ、同条第3項を新設。
- (3) 第2条の2を新設。
- (4) 第3条第1項を改正。
- (5) 第3条第2項を改正のうえ第3項に繰り下げ、同条第2項を新設。

付 則（平13. 12. 17）

この改正は、改正の日から起算して8か月を超えない範囲において本協会が定める日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 表題を「公社債の店頭気配等の発表及び売買値段に関する規則に関する細則」から「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則に関する細則」に改正。
- (2) 第1条を改正。
- (3) 第2条、第2条の2、第3条を改正。
- (4) 旧第4条を第5条に繰り下げ、第4条を新設。
- (5) 「本協会が定める日」は平成14年8月5日。

付 則（平14. 9. 13）

この改正は、平成14年9月24日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第2条第2項及び第2条の2を改正。

付 則（平16. 8. 5）

この改正は、平成16年8月5日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第2条第3項及び第3条第3項を改正。

付 則（平17. 6. 29）

この改正は、平成17年8月8日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第2条第2項及び第2条の2を改正。

付 則（平19. 9. 18）

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 1 条を改正。
- (2) 旧第 2 条の 2 を第 2 条に繰り上げ、旧第 2 条を第 3 条に繰り下げる。
- (3) 旧第 3 条、旧第 4 条及び旧第 5 条を改正し第 4 条から第 6 条に繰り下げる。

付 則 (平20. 12. 9)

この改正は、平成20年12月 9 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 3 条第 3 項、第 4 条第 3 項を改正。

付 則 (平21. 3. 17)

この改正は、平成21年 4 月 6 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 2 条、第 3 条第 2 項を改正。

付 則 (平23. 6. 29)

この改正は、平成23年 7 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第 2 条を改正。

付 則 (平24. 12. 18)

この改正は、平成25年 1 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

旧第 6 条を第 7 条に繰り下げ、第 6 条を新設。

付 則 (平25. 12. 17)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 旧第 3 条第 3 項を削り、旧第 3 条第 4 項を改正し、第 3 項に繰り上げる。
- (2) 第 4 条第 3 項を削る。
- (3) 「本協会が別に定める日」は平成27年11月 2 日。

付 則 (平26. 3. 18)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を改正し、第 3 号及び第 4 号を新設。
- (2) 旧第 7 条を第 8 条に繰り下げ、第 7 条を新設。
- (3) 「本協会が別に定める日」は平成27年11月 2 日。

付 則 (平29. 2. 9)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第7条第1項第1号を改正。
- (2) 「本協会が別に定める日」は平成29年3月15日。

付 則 (平30. 4. 6)

この改正は、平成30年10月1日から施行し、同日付けの約定分に係る報告及び発表から適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 旧第6条第1項第3号へをトに繰り下げ、へを新設。
- (2) 旧第7条第1項第3号チをリに繰り下げ、チを新設。

付 則 (令 2. 9. 16)

この改正は、令和3年4月1日から施行し、同日付けの発表から適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第7条第1項第1号を改正。

付 則 (令 7. 5. 1)

この改正は、令和7年11月17日から施行し、同日付けの発表から適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第7条第1項第1号ロを改正。